

# 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、香川県坂出市番の州緑町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、瀬戸大橋記念公園の適切な管理及び運営を行い、もって活力ある地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 瀬戸大橋記念公園及び瀬戸大橋記念館の管理運営
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、香川県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵政官署又は金融機関に預け入れる等、確実な方法により保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の承認を得て、香川県知事に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第11条 収支予算で定めるもののほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支計算)

第12条 この法人の事業報告及び収支計算は、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け、理事会の承認を得て、香川県知事に報告しなければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 専務理事 1人

- (4) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）5人以上10人以内
- (5) 監事 2人

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 副理事長、専務理事、理事及び監事は、理事長が選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 資産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は香川県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

（役員の任期）

第16条 役員（理事長を除く。以下同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員の報酬等）

第18条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、旅費を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 理事会

（構成）

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

（招集）

第21条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 定例理事会は、毎年2回これを招集する。
- 4 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。
  - (1) 理事長が必要と認めた場合
  - (2) 理事現在数の3分の1以上が付議すべき事項を記載した書面を示して請求した場合
- 5 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

（議長）

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第23条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第24条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第25条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつ

て表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過及び概要
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第27条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、香川県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、香川県知事の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、香川県に帰属するものとする。

## 第6章 事務局

(事務局)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織、運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第30条 この法人の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員その他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

## 第8章 補則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成元年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。
- 5 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成元年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、香川県知事の認可のあった日から施行する。(平成8年6月1日施行)

附 則

この寄附行為の変更は、香川県知事の認可のあった日から施行する。(平成11年3月31日施行)

附 則

この寄附行為の変更は、香川県知事の認可のあった日から施行する。(平成15年4月1日施行)

附 則

この寄附行為の変更は、香川県知事の認可のあった日から施行する。(平成18年4月1日施行)